平成２３年（フ）第１８８号
山梨県甲府市上小河原町1234番地１
債務者　村松　敏子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
山梨県南アルプス市徳永176番地23
債務者　穂坂　浩司
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
長野県松本市大字里山辺1776番地２
債務者　篠原　正子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２０号
長野県安曇野市豊科高家6495番地36
債務者　植松明子こと　朴　　明子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２１号
長野県安曇野市豊科高家6495番地36
債務者　伊藤貴代美こと　鄭　貴代美
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多462番地の14
債務者　野見山隼人こと　岡　　隼人
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４７号
福岡県直方市大字感田2687番地６
債務者　内野美智子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県直方市大字上新入1925番地１
債務者　鎗　恵美子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１６４号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟106号
債務者　平岡　文人
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟106号
債務者　平岡　ツル
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
大分市下郡東２丁目６番25号　小野アパート202
債務者　木本　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1399番地５　ユメックスマンション江北403号
債務者　古川　真吾
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０８号
佐賀県伊万里市伊万里町乙197番地
債務者　**前**山　　純
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４６４号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番18―204号
債務者　吉田　広巳
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０号
川崎市幸区小向西町４丁目49番地　小向協和荘203
債務者　川畑　研一
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
石川県七尾市古府町お部17番地12
債務者　佐野　一志
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１８７号
岡山市北区西古松２丁目12―23難波マンション102号、住民票上の住所岡山市北区厚生町２丁目10番13号
債務者　那須　勝一
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部